

平成 17 年 4 月 15 日

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 8

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟
(社)北海道消費者協会 <http://www.syouhisya.or.jp> TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

4 月 2 5 日 釧 路 市 に 地 域 消 費 者 被 害 防 止 ネットワーク 設 立 ！

平成 16 年度北海道立消費生活センターにおける消費者相談の件数は 22,436 件で、これまでの最高であった平成 15 年度に比べて 6,487 件(40.7%)も増加しました。

平成 16 年度の相談の特徴は、社会問題化した携帯電話やパソコンの有料サイト使用料などの「ワンクリック詐欺」や「架空請求詐欺」、ヤミ金融などによる「融資保証金詐欺」などで大嵐に巻き込まれた年といえます。最近では、これらの問題も若干、沈静化の傾向が見られますが、反面、最近はこの陰に隠れていた寝具類や浄水器、排水管(床下)、ディスプレイなどの点検商法や次々販売、電話機やパソコンのリース契約などの相談が目につきはじめています。中でも、高齢者を中心に、高額な現金払いの被害が目立っており、その手口も巧妙化していますので、地域単位で高齢者を守っていく意識が必要となっています。

更に、これらの悪質な業者は雪解けとともに活動が活発になることが予想されますので、知らない業者の訪問や電話勧誘、民家や空き店舗、町民会館などを借りた SF 商法などに対する一層の地域住民による監視の強化や町内単位での注意喚起が必要と考えます。

地域住民の連携による消費者被害防止の目的で全道に設立を呼びかけています「消費者被害防止ネットワーク」は、平成 15 年 12 月の設立から現在までに、中標津町、厚岸町、根室市、白老町、北見市、弟子屈町、江差町の 7 市町に設立されました。

さらに、4 月 25 日には釧路市で設立されることが決まりました。ネットワークの輪も一歩一歩広がってきています。今後の設立予定地域として、現在、函館市、滝川市が予定されていますが、倶知安町も設立を議会決議され動き始めています。他の市町村におきましても、住民の暮らしを守る地域ネットワーク設立のご検討をよろしく願いいたします。

ネットワークニュースを団体内に確実にお伝えください！

ネットワークニュースを各団体傘下の市町村団体まで確実にお伝えください。

また、周知に当たりましては、団体内でニュースの内容を話題にしたり、回覧したり、各ページの内容をそれぞれ必要に応じて A3 の色紙に拡大コピーしポスターとして掲示するなど、ご活用をよろしく願いいたします。

厳 重 注 意

ネットワークビジネス（マルチ商法）に気を付けよう！

[被害発生年代：20歳～50歳代]

[北海道立消費生活センターより]

春は、社会に不慣れな学生やビジネスに疎い入社したての若者を狙って、連鎖販売取引（マルチ商法）を「ネットワークビジネス」や「コミュニケーションビジネス」と称して勧誘し、友人を次々と勧誘させ高額な借金をさせる被害が多くなります。儲け話は他人に言わないものです。十分な注意が必要です。

事 例

友人に「儲け話がある」とファミリーレストランに誘われ、「組織に入り健康食品を販売すると利益が上がる!」「最上位になれば月収200万円になる!」「商品の良さを知った上で知り合いに勧めてほしい!」など、友人を含めた数人から長時間勧誘されて組織に入会させられ、高額な健康食品の契約をした。

しかし、親戚や友人に勧めたが思うように売れずクレジットの支払ができない。退会し、商品を返品したい。



注 意 点

契約し20日以内であればクーリング・オフができます。

組織に入会した人も、クーリング・オフ期間が過ぎての退会ができます。

組織を1年未満の間に退会し、商品引き渡しを受けてから90日未満の未使用の商品であれば、その商品を返品し適正な額の返金を受けることができます。

クーリング・オフを妨害された場合は、業者から再度クーリング・オフの書面を渡された日から20日間はクーリング・オフができます。

連鎖販売取引の場合、全ての商品・役務・権利がクーリング・オフの対象です。



A T T E N T I O N

そのクリック、ちょっと待て！

～ 送信元不明のメールは不用意に開かない～

[北海道立消費生活センターより]

携帯電話に「電話番号でメールがきた。開いてみるとアダルトサイトにつながったのですぐ切ったが、入会金2万円の請求メールが届いた。」

「無料と表示されたアダルトサイトを開いたら、使用料を3日以内に支払わなければ1日1000円の延滞料や使用料が加算されるとあったため、振り込んだところ、次々と請求の電話が来るようになった。」などの苦情が多発しています。

「覚えのないメール」や「送信元不明なメール」はトラブルが多いため不用意に開かないよう十分注意しましょう。



注 意 事 項

知らないところからのメールは安易にアクセスしない。

無料とあっても後で高額な請求が来るケースがあります。安易に画像などクリックしない。

有料・無料にかかわらず初めに利用規約を必ず読む。

申込意志を確認する画面がないのに「登録された」と請求された場合は、無効主張できるので、支払う前に消費生活センターへ相談する。

全く覚えのない請求は「業者に問い合わせずに無視する」。

自分の意志で有料サイトを利用した場合でも、商法では遅延損害金は年利6%、消費者契約法でも14.6%までで、それ以上は無効です。

厳 重 警 戒

悪質な訪問販売には充分に気をつけて！

[おかしいと思ったらあきらめずにすぐ相談しましょう]

[北海道立消費生活センターより]

近年、一人暮らしの高齢者宅などを目的を告げずに訪問し、布団や排水管の点検などをかたり高額な布団やデスポーザー(生ゴミを粉碎し下水に流す装置)、床下工事などの契約を強引に結ばせ、契約後に業者が次々に訪れ契約させる相談が多くなっています。

もし、訪問販売員が訪問し、突然、商品の購入契約や床下工事契約などを勧められたら、必要なければ「キッパリ断る」、必要と思ってもすぐに契約せず、一度帰ってもらい、消費者相談窓口や専門家などに商品の買い方や業者の選び方などについて充分相談し、時間をかけて決めましょう。

苦情の多い主な商品・役務

布団類、磁気マットレス、磁気用品類、家庭用電気治療器、健康食品、化粧品、美顔器、浄水器、デスポーザー、排水管点検(床下工事)、外壁工事、屋根工事、補習用教材、アクセサリー、消火器 他



トラブルを防ぐための留意点

契約を急ぐ業者とはすぐに契約しない。

訪問販売などで業者が消費者を勧誘する場合、勧誘に先立って、「販売するための勧誘であること」「事業者名」「商品の種類」などを告げるよう義務付けられています。

契約した場合、契約書を受領した日から起算して8日以内であればクーリング・オフできます。(但し、健康食品や化粧品などの消耗品は使用したものはクーリング・オフはできないとされています。)

床下点検などによる工事契約は、工事が終了していても8日以内であればクーリング・オフができます。

不安を煽り、事実と違う説明をして契約をさせた場合は、契約を取消せます。

おかしいと思ったり、強引に契約させられた場合は、すぐ最寄りの相談窓口にご相談しましょう。